

# 長井まちづくり基金

## 31年度助成事業を募集します

### 長井まちづくり基金とは

市民主体の協働のまちづくりによる地域の活性化や観光交流を通じた産業の活性化を目指し、市民・企業の皆さんからの寄附などにより創設されました。平成29年度は5団体、平成30年度は1団体に助成しました。この基金の活用により、長井の特産品を生かした商品や、まちなかのにぎわいが生まれています。興味のある方は気軽にご相談ください。

### 助成対象事業

●**対象** 市内に居住、または活動の拠点を有する市民、団体、事業所などが実施する地域の活性化と地域産業の振興に資する事業で、次のいずれかの分野に該当し、新規または既存事業をグレードアップする事業。(市が実施する助成制度などの補助を受けている事業を除く)

### ●事業期間

平成31年4月1日(または交付決定日)～32年3月31日

### 助成対象分野・部門

分野・部門	内容	助成経費	助成額	
景観保全・創造助成	①歴史的建造物保全	まちなか観光及び景観に資する歴史的建造物を所有者などが保全するための事業。まちなかの観光及び景観形成に資する建造物であり、登録有形文化財またはそれに準ずる建造物であること。対象は原則都市計画区域内。	調査費、設計費、資材費、工事費など。飲食費は除く。	助成限度額 50万円 助成率1/2
	②歴史的建造物利活用	市民団体などが歴史的建造物を地域活性化のために利活用して、地域のコミュニティーづくりや観光客の受け入れなどを行う事業。登録有形文化財またはそれに準ずる建造物で、地域で重要と考えられているものであること。対象は都市計画区域内を原則とします。また事業を3年以上継続するものを対象とします。	調査費、設計費、資材費、工事費、内装費など(次年度以降の計画を提出)。飲食費は除く。	助成限度額 50万円 助成率4/5
	③景観創造	市民団体などが長井市景観条例及び景観計画の趣旨に基づき、まちなか観光のために、景観を整備する事業。対象は都市計画区域内を原則とし3年以上維持するものを対象とします。	調査費、設計費、資材費、工事費など。飲食費は除く。	助成限度額 100万円 助成率1/1
観光交流	④観光交流	市民団体や事業者などが連携して行うイベントなどの集客の事業、外部への情報発信事業と地域資源を活用した環境学習や体験・滞在型ツアーなどの観光交流事業。	専門家の指導謝礼、旅費(視察を除く)、資材費、印刷費、会場費など。仕入、飲食費は除く。	助成限度額 50万円 助成率2/3

●**受付期間** 12月3日(月)～平成31年1月21日(月)午後5時

●**受付窓口** 置賜地域地場産業振興センター(まちづくり基金事務局・タスビル2F)

◇補助の対象となる経費や提出書類についてなど、詳しくはまちづくり基金事務局にお問い合わせください。申請用紙は長井まちづくり基金事務局に設置しているほか、ホームページから必要書類をダウンロードすることもできます。なお、申請は1団体などにつき1件のみとします。

### 選考方法

「長井まちづくり基金委員会」による1次審査(書類審査)、2次審査(事業計画などのプレゼンテーション)

◇なお、助成を受けた団体は翌年度の成果発表会で成果を発表してもらいます。

いつでも相談を受け付けています・まちづくり基金事務局のご案内

●置賜地域地場産業振興センター ●長井商工会議所地域活性化推進室 ●市商工観光課商工振興係  
☎(88)1815、FAX(88)1854 ☎(84)5394、FAX(88)3778 ☎(87)0827、FAX(88)5914

○長井まちづくり基金ホームページ <http://samidare.jp/nagai-fund/>